

市発注工事の中間前払金制度について

魚沼市では、公共工事の適正な施工の確保と受注企業及び下請企業の資金の円滑化を図るため、平成23年度から導入した中間前払金制度についてお知らせします。

1. 中間前払金制度について

(1) 制度の概要

中間前払金は、既に前払金の支払を受けた建設工事で、一定の要件を満たしている場合に請負代金の20%を中間前払金として請求できるものです。

(契約前に中間前払金と部分払の選択に係る届出書の提出が必要です。)

(2) 対象工事

請負代金の額が500万円以上で、既に前払金の支払を受けている建設工事に適用します。ただし、部分払を行うこととしている建設工事を除きます。

(3) 適用要件

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 工期が2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業(工事)が行われていること。
- ③ 既に行われた作業(工事)に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

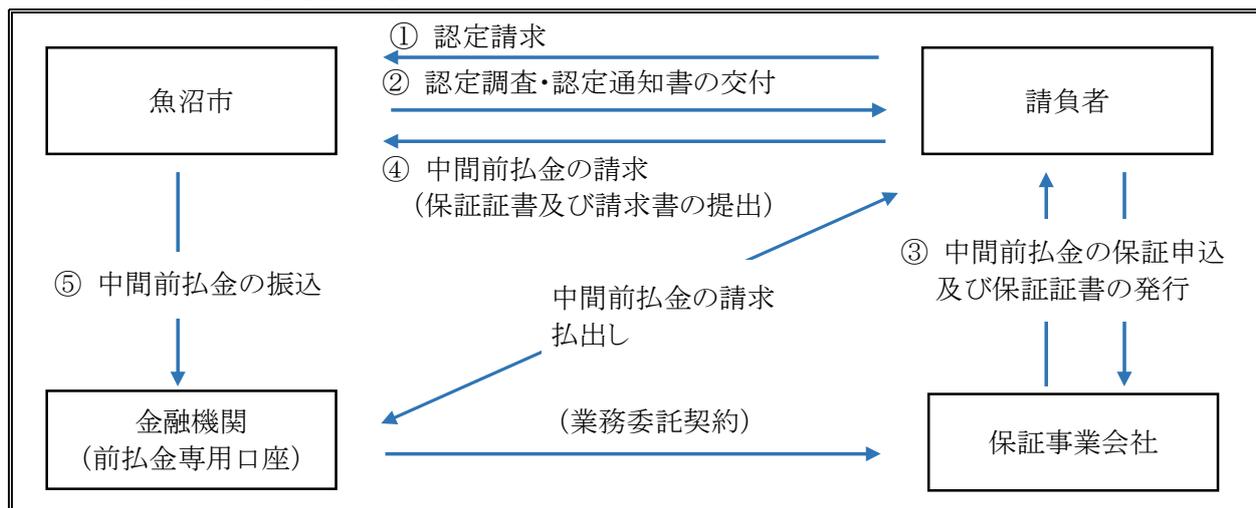
※ 前払金と同様に、保証事業会社の保証(中間前払金保証)が必要です。

※ 支出年度が2年度以上にわたるものについては、別紙に記載。

(4) 中間前払金の金額

請負代金額の20%以内です。

(5) 中間前払金手続きの流れ



① 認定請求

- 中間前払金を請求する場合は、工事担当課に「中間前払金認定請求書（様式第2号）」を提出してください。
 - ・添付資料
「工事履行状況報告書（様式第3号）」

② 認定調査・認定通知書の交付

- 工事担当課が中間前払金の条件を満たしているか認定調査を行い、概ね7日以内に「中間前払金認定通知書（様式第4号）」を交付します。

③ 保証申込・保証証書の発行

- 保証事業会社へ工事担当課が交付した「中間前払金認定通知書（様式第4号）」を提出し、中間前払金の保証契約を締結、保証証書の発行を依頼します。

④ 中間前払金の請求

- 請求書に保証事業会社が発行した保証証書（原本）を添付し、工事担当課に提出します。

⑤ 中間前払金の振込

- 前払金と同様に、請負者が指定する金融機関に中間前払金を振り込みます。

※ 「中間前払金の請求払出し」については必要書類がありますので、「保証事業会社」にお問い合わせください。

※ 「中間前払金」の様式については別添のとおりです。（様式第1号～第4号）

2. 新潟県内の保証事業会社（保証手続き等に関する問合せ先）

- 東日本建設業保証株式会社 新潟支店
 - ・ 電話番号 025-285-7151
 - ・ ホームページアドレス <http://www.ejcs.co.jp>

別紙 【支出年度が2年度以上にわたる場合】

「請負金額」とあるのは「各年度の支払限度額」とします。

◇前金払 ※検査不要

支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額が300万円以上の工事では、各年度の支払限度額の10分の4以内の額を前払金として発注者（工事担当課）へ請求できます。

予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできません。

◇中間前金払 ※検査不要。担当課による書面審査のみ。

前払金の支払後は、中間前払金を発注者（工事担当課）に請求することができます。

年度途中の部分払との併用はできません。

部分払の請求後は、中間前払金の請求はできません。

◇各年度の精算払 ※検査が必要。

年度末に当該年度の出来高予定額に達していることを確認するための既成部分（出来形）検査（※注1）に合格後、当該年度分の残りの支払限度額を支払うことができます。

（例）支出年度が5年間のケース

	前金払	中間前金払	部分払	各年度の 精算払	最終の 精算払	備考
1年目	○	○	×	○		※予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない
2年目	○	○	×	○		
3年目	○	○	×	○		※年度途中の部分払との併用はできない
4年目	○	○	×	○		※部分払を請求後に、中間前払金の請求はできない
5年目	○	○	×		○	※出来高が前年度までの出来高予定額に達していること

※注1 出来高予定額に達していることを確認するための既成部分（出来形）検査から支払いまでは、おおむね1か月程度要します。検査日については、余裕をもって担当課及び検査係と調整願います。